第200期 定時株主総会 招集ご通知



	г	-
 	ш	-
		┖

2020年6月20日(土曜日) 午前10時

(受付開始 午前9時)

場所

福井市西木田2丁目8番1号 福井商工会議所ビル 地下1階 コンベンションホール

総会ご出席者への「おみやげ」はご用 意しておりませんので、あらかじめご 了承いただきますようお願い申しあげ ます。

○目 次

第200期定時株主総会招集ご通知	'
(添付書類) 第200期事業報告······	(
計算書類······	25
連結計算書類	27
監査報告書	29
(株主総会参考書類) 議 案 取締役9名選任の件	34
インターネットによる議決権行使のご案内	42

新型コロナウイルス感染防止のため、会場において以下のような措置を講じる 場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

- ・ご出席者の体調確認のため、受付時の検温等
- ・会場周辺、及び、会場内でのマスク着用
- ・座席の間隔を拡げて配置することにともなう、入場者数の制限
- ・ご滞在時間短縮のため、事業報告の簡略化をはじめとした円滑な議事進行

株式会社福井銀行

株主各位

福井市順化1丁目1番1号

株式会社 福井銀行

取締役兼代表執行役頭取 林 正 博

第200期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第200期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。 なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができ ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月19日(金曜日)

午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2020年6月20日 (土曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
- 2. 場 所 福井市西木田 2 丁目 8 番 1 号 福井商工会議所ビル 地下 1 階 コンベンションホール
- 3. 目的事項報告事項
 - 1. 第200期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告及び計算書類 報告の件
 - 2. 第200期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

議 案 取締役9名選任の件

4. 議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月19日(金曜日)午後5時までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合 インターネットによる議決権行使に際しましては、42頁の「インターネットによる議 決権行使のご案内」をご確認いただき、2020年6月19日(金曜日)午後5時までに行 使してくださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネットにて複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. 招集にあたっての決定事項

株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等について

インターネット経由で招集ご通知を受領することを承諾された株主さまにも書面による 招集ご通知、株主総会参考書類及び議決権行使書用紙を送付させていただきます。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト(https://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - 1. 事業報告
 - ①当行の新株予約権等に関する事項
- ④特定完全子会社に関する事項
- ②財務及び事業の方針の決定を支配 する者の在り方に関する基本方針
- ⑤親会社等との間の取引に関する事項
- 方針 ⑥会計参与に関する事項
- ③業務の適正を確保する体制
- 2. 計算書類及び連結計算書類
- ①株主資本等変動計算書 ②個別注記表 ③連結株主資本等変動計算書 ④連結注記表 したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査委員会が監査報告書 を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (https://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html) に掲載させていただきます。

添付書類

第200期(2019年4月1日かき)事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、国債・投資信託・個人年金保 険等の販売業務等を行い、地域の金融パートナーとして、様々な商品・金融サービスの提供に 積極的に取り組んでおります。

(金融経済環境)

当期の日本経済は、上半期は雇用環境や個人所得の改善が続くなかで、緩やかな拡大基調で推移しました。一方で、下半期は消費税率の引き上げや新型コロナウイルス感染症の影響により、拡大ペースは鈍化しました。今後は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界経済全体の急激な減速に留意が必要な状況にあります。

福井県内経済におきましては、北陸新幹線県内延伸に向けた公共工事が拡大しており、県内 景気の活性化につながりました。また、雇用・所得環境の改善が続き、個人消費が緩やかな拡 大を継続しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症は県内にも大きな影響を及 ぼし始めており、県内経済の急激な減速に伴う企業活動及び個人消費活動への影響に注意が必 要な状況にあります。

(事業の経過及び成果)

①経営の基本方針

当行は、「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」を当行グループの「企業理念」として制定し、その実現に向けて、社会に対する経営のコミットメントとして「経営理念」を、役職員が日々の活動において大切にする価値観として「行動理念」を掲げております。

当行グループは、この3つの理念を心の拠り所として、地域のみなさまにご満足いただける 商品・サービスの提供に取り組んでおります。

【企業理念】 「地域産業の育成・発展と地域に暮らす人々の豊かな生活の実現」

【経営理念】 「トライアングル・バランスの実現」

「職員の満足(働きがい)」「お客さま(地域)のご満足」「株主の方々(投資

家のみなさま)のご満足しをバランスよく高める経営を実現します

【行動理念】 『「誠実 | × 「情熱 | × 「行動 | 』

②企業統治の基本方針

当行グループは、企業理念を実現し、そして、株主の方々に当行の株式を安心して保有していただくことを目的として、「コーポレートガバナンスの基本方針」を制定しております。

この基本方針に基づく最適なコーポレートガバナンスを実現するとともに、経営戦略などの 本質的な議論の活性化や、株主の方々を始めとするあらゆるステークホルダーとの対話を深め ながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

③当期の結果

中期経営計画『「企業理念」の実現に向けて(第1章)~より早く、より深く、より広く~』(2018年度~2020年度)の2年目となる2019年度は、中期経営計画に掲げた4つのテーマ(「お客さまをふやす(働く場所、働く人をふやす)」、「コンサルティング機能の強化」、「選択と集中」、「人づくり革命」)を着実に前進させる1年となりました。当行は計画の期間内を「地域

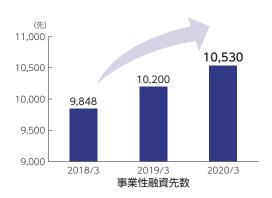
とともに、お客さまとともに時代の変化に合わせて成長していく期間」と位置付けており、具体的には次の施策に取り組んでまいりました。

お客さまをふやす(働く場所、働く人をふやす)

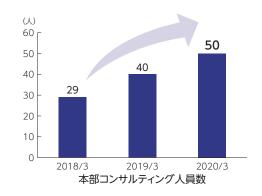
お客さま理解及び事業性理解の徹底とそれに基づく 適切かつ積極的な資金支援及び本業支援を継続して実 践いたしました。その結果、事業性融資先の増加や中 小企業向け貸出残高の増加につながっております。ま た、「ふくぎんSDGs私募債」の取扱いを開始し、法 人のお客さまによるSDGsへの貢献活動の後押し並び に資金支援を行うことで、お客さまをふやす活動を通 じた持続可能な地域社会の実現に取り組んでおりま す。

コンサルティング機能の強化

多様化するお客さまのニーズにお応えすべく、本部コンサルティング人員の増強並びに営業店と本部の連携強化を図りました。具体的には、法人のお客さまに対しては事業承継、M&A、人材紹介、海外販路拡大の支援を、個人のお客さまに対しては相続・資産運用などのコンサルティング業務の強化を行ってまいりました。また、連結子会社5社の資本構成を見直し、完全子会社化したことで、当行グループー体となった、より質の高い総合金融サービスの提供を可能とする体制を構築いたしました。





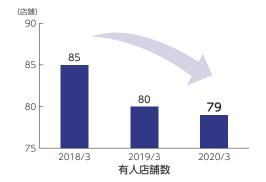


選択と集中

店舗再編の継続的な実施と店舗機能を集約することにより、コンサルティング機能の強化、並びにお客さまとの接点拡大につながる営業人員の増強を図ってまいりました。加えて、生体認証ICキャッシュカードを用いた「印鑑レス」取引の拡大やタブレット端末を用いた投資信託、保険等の取引受付を開始し、お客さまの書類記入負担軽減や取引所要時間の短縮、ペーパーレス化を進めてまいりました。

人づくり革命

「職員一人ひとりが企業理念を実現するために、仕事を通して、自ら成長する、ともに成長する組織づくり」を目指し、一人ひとりの職員の中長期的な視野に立った育成計画の運営を開始しております。また、職員一人ひとりが活き活きと元気に働く職場を目指すた





め、支店長など管理監督者を対象とした「マネジメント改革」に取り組んでおります。働きがいのある銀行づくりの一環として、本部職員の「オフィスカジュアル」を導入し、職員の柔軟な発想力・企画力の向上や新しい働き方による生産性の向上につなげてまいりました。

その他の取組み

株式会社福邦銀行と地域経済の持続的発展に向けた包括提携(Fプロジェクト)を開始いたしました。業務提携に関しましては、「お客さまに対して」、「地域に対して」、「効果的・効率的な業務運営に向けて」、「人の融合、未来に向けて」の4つの分野ごとにプロジェクトチームを立ち上げて、積極的な意見交換と連携・協働に向けた検討を継続的に行っております。資本提携に関しましては、業務提携の効果をより高めていく観点から、両行のグループ化を視野に入れた最適なあり方を引き続き協議してまいります。

以上のようなことに取り組んできた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

(預金等)

譲渡性預金を含めた預金等は、法人・個人預金がいずれも順調に推移したことから、期中861億円増加して期末残高は2兆4.975億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、消費者ローンを含む中小企業等向け貸出が順調に推移したことから、期中586億円増加して期末残高は1兆7.310億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、市場動向を注視しつつ運用管理に努めた結果、期中474億円増加して期末残高 は6.612億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、前期比1億82百万ドル減少して22億4百万ドルとなりました。

(損益状況)

損益状況につきましては、経常収益は、国債等債券売却益が減少したことなどから、前期比5億49百万円減少して、325億27百万円となりました。また、経常費用は、貸倒引当金繰入額が増加したことなどから、前期比5億35百万円増加して299億80百万円となりました。

したがいまして、経常利益は、前期比10億84百万円減少して、25億46百万円となり、当期 純利益は、前期比9億70百万円減少して、18億53百万円となりました。

(当行の対処すべき課題)

当行をはじめとして、地域金融機関を取り巻く環境は、低金利環境の長期化、異業種の銀行業への参入、基盤地域の人口減少、少子高齢化の進展など、先行きに対する不透明感が増しております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が地域経済に与える影響は大きく、当面は混乱した状況が続くものと予想されます。

しかしながら、福井県では、中部縦貫自動車道の開通、北陸新幹線の県内延伸などの交通網の整備によりビジネス環境が大きく変化していくことが見込まれ、当行にとりましても、多様なリスクとチャンスが存在しているものと認識しております。

中期経営計画の最終年度となる2020年度は、経営環境の変化を踏まえつつ、中期経営計画に掲げる4つのテーマを着実に継続して実践していくことで、福井県の持続的な発展に貢献していくとともに、当行の経営基盤の確保と強い経営体質の構築を実現してまいります。

中期経営計画の総仕上げといたしまして、具体的には次の施策に取り組んでまいります。

法人のお客さまに対しては、事業性理解を通じた適切かつ積極的な資金支援及び本業支援を、個人のお客さまに対しては、お客さま理解の実践を通じたライフステージ別の資産形成支援を今まで以上に「より早く、より深く、より広く」提供してまいります。そのために、営業担当者並びに本部コンサルティング人員のさらなる増強を図り、お客さまへの接触機会の拡大とお客さま一人ひとりのニーズに合わせたコンサルティングの提供を引き続き実践してまいります。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けるお客さまに対しては、事業継続や生活の持続のための支援を中心に迅速かつ誠実に取り組んでまいります。

また、福井駅前再開発をはじめとした県内各地での再開発事業への参画を通じて、魅力あるまちづくりへの取組みを目に見える形へと進展させてまいります。そのまちづくりの一環でもあります新本店の竣工・開店が2020年度中に控えるなか、これまで以上に当行グループ・本部・営業店が一体となり、本部の営業店支援機能の強化や社内コミュニケーションの活性化を図ることで、コンセプト「地域をつなぎ、未来を創る」を実現してまいります。

加えて、株式会社福邦銀行との包括提携(Fプロジェクト)を進展させ、地域経済の持続的発展に努めてまいります。

今後も当行の存在意義である「企業理念」の実現に向け、福井銀行グループの総力を結集するとともに、地域の関係機関と連携・協調し、福井の活性化の中心的役割を担ってまいります。 株主のみなさま、お客さまには、引き続き当行をご支援ご愛顧賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位:億円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預	金	21,497	22,193	23,174	24,098
	定期性預金	8,683	8,568	8,492	8,548
	そ の 他	12,813	13,625	14,682	15,549
譲	渡性預金	1,042	1,144	938	877
貸	出金	16,031	16,288	16,723	17,310
	個人向け	5,038	5,148	5,315	5,611
	中 小 企 業 向 け	4,379	4,758	4,988	5,176
	そ の 他	6,613	6,381	6,419	6,522
商	品有価証券	7	5	5	5
有	価 証 券	6,371	6,093	6,138	6,612
	国債	1,632	1,451	1,131	705
	そ の 他	4,739	4,642	5,006	5,906
総	資 産	25,924	26,652	27,941	29,421
内	国 為 替 取 扱 高	144,150	146,083	146,860	149,862
外	国為替取扱高	_{百万ドル} 2,443	2,700	西万ドル 2,386	^{百万ドル} 2,204
経	常利益	_{百万円} 6,167	5,792	3,630	^{百万円} 2,546
当	期純利益	_{百万円} 5,132	3,988	_{百万円} 2,824	_{百万円} 1,853
1 7	株当たり当期純利益	215 ^円 76 ^銭	168 ^円 11 ^銭	118 ^円 65 ^銭	77 ^円 80 ^銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

^{2. 1}株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

^{3. 2017}年10月1日付で10株を1株に株式併合しております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(ご参考)

連結業績の推移 (単位:億円)

				2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経	常	収	益	446	439	415	407
経	常	利	益	76	63	44	34
親会当	社株主期 紅		する 益	41	39	31	21
包	括	利	益	7	52	41	△ 43
純	資	産	額	1,240	1,283	1,315	1,237
総	貣	1	産	25,996	26,731	28,026	29,510

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

						当年度末	前年度末
使	F	#	人		数	1,397人	1,403人
平	1	匀	年		龄	40年1月	39年4月
平	均	勤	続	続 年 数		15年9月	15年4月
平	均	給	与	月	額	340千円	342千円

- 注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

 - 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

			当年	度末	前年	度末
1=	1.1		店店	(うち出張所)	店	(うち出張所)
福	开	県	78	(6)	/8	(6)
石	Ш	県	10	(1)	10	(1)
富	Ш	県	4	(-)	4	(-)
東	京	都	1	(-)	1	(-)
大	阪	府	1	(-)	1	(-)
愛	知	県	1	(-)	1	(-)
京	都	府	1	(-)	1	(-)
滋	賀	県	2	(-)	2	(-)
合		計	98	(7)	98	(7)

- 注1. 上記には店舗内店舗方式の店舗が当年度末16か店(前年度末15か店) 含まれております。よって店舗内店舗方式 の店舗を除いた当行の営業所数は当年度末82か店(前年度末83か店) となっております。
 - 2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を1か所(前年度末1か所)、ローン・保険等の相談拠点を3か所(前年度末3か所)、移動店舗車1台(前年度末1台)、店舗外現金自動設備を125か所(前年度末128か所)、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を23,389か所(前年度末23,367か所)、株式会社イーネットとの提携による共同の店舗外現金自動設備を12,349か所(前年度末12,377か所)、株式会社ローソン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を13,330か所(前年度末13,441か所)それぞれ設置しております。
 - 3. 当年度において、武生西支店(福井県越前市)を新築移転、武生南支店(福井県越前市)を武生西支店内に移転・ 併設いたしました。

口. 当年度新設営業所

該当ございません。

- 注1. 当年度において店舗外現金自動設備の新設はありません。(株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を除く)
 - 2. 当年度において次の店舗外現金自動設備(3か所)を廃止いたしました。(株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を除く)

本店営業部仁愛女子短期大学出張所

(福井県福井市)

松岡支店ラッキー共同出張所

(福井県吉田郡永平寺町)

おおい支店高浜ママーストアーおおい出張所

(福井県大飯郡おおい町)

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	3,298
---------	-------

注 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

口. 重要な設備の新設等

内容	金額
本店新築 (注2)	2,460
武生西支店新築	310
販売ナビシステム更改	239

- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当行は本店を建替え中であり、新本店は2020年10月に竣工予定でありますが、2019年度に支出した中間支払額を上記に記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

•••••••••••••••

イ. 親会社の状況

当行は、親会社はありません。

ロ. 子会計等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
福井信用保証サービス 株式会社	福井県福井市春山 2丁目3番10号	福井銀行の取扱う 住宅ローン等のための 保証業務	1982年 11月6日	百万円 50	% 100.00	_
株式会社福銀リース	福井県福井市照手 1丁目2番17号	リース業務	1983年 9月16日	50	100.00	_
株式会社福井カード	福井県福井市順化 1丁目2番3号	クレジットカード業務	1986年 8月5日	30	100.00	_
福銀ビジネスサービス株式会社	福井県福井市今市町 第66号7番地1	福井銀行のための現金 整理及び現金自動設備 の保守管理業務	1986年 12月11日	10	100.00	_
福井ネット株式会社	福井県福井市春日町 238番3号	コンピュータ関連業務	1997年 4月21日	40	100.00	_
株式会社福井キャピタル& コンサルティング	福井県福井市花堂南 2丁目16番75号	投資事業組合財産の管理・運営業務及びコン サルティング業務	2015年 7月1日	50	100.00	_

- 注1. 連結される子会社及び子法人等は上記の重要な子会社等6社であります。
 - 2. 当行は、福井信用保証サービス株式会社、株式会社福銀リース、株式会社福井カード、福井ネット株式会社及び株式会社福井キャピタル&コンサルティングの株式を取得し、完全子会社(議決権100%)といたしました。なお各子会社の完全子会社(議決権100%)とした日付は以下のとおりです。

福井信用保証サービス株式会社 2020年3月12日 株式会社福銀リース 2020年3月24日 株式会社福井カード 2020年3月17日 福井ネット株式会社 2020年3月23日 株式会社福井キャピタル&コンサルティング 2020年3月26日

重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス (略称ACS) を行っております。
- ② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、 系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相 互利用による現金自動引出し等のサービス(略称MICS)を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS)において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- ④ 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し 及び預入れのサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、 コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し 及び預入れのサービスを行っております。
- ⑥ 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
- ⑦ 株式会社北國銀行及び株式会社富山第一銀行との提携(略称FITネット)により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料(除く振込手数料)無料のサービスを行っております。
- ⑧ 株式会社福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、福井市農業協同組合、福井市南部農業協同組合、永平寺町農業協同組合、花咲ふくい農業協同組合、春江農業協同組合、テラル越前農業協同組合、福井丹南農業協同組合、越前丹生農業協同組合、越前たけふ農業協同組合、敦賀美方農業協同組合、若狭農業協同組合、福井県信用農業協同組合連合会との提携(略称福井ふるさとネットサービス)により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料(除く振込手数料)無料のサービスを行っております。

なお、福井市農業協同組合、福井市南部農業協同組合、永平寺町農業協同組合、花咲ふくい農業協同組合、春江農業協同組合、テラル越前農業協同組合、福井丹南農業協同組合、越前丹生農業協同組合、敦賀美方農業協同組合、若狭農業協同組合は、2020年4月1日付で合併し、JA福井県となっております。

- ⑨ 株式会社福井新聞社との提携により、多機能型ICカード「JURACA (ジュラカ)」による 2種類の電子マネーサービスと独自の地域サービスを一体で提供するサービスを行っております。
- ⑩ 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行及び株式会社筑波銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。
- ① 株式会社福邦銀行と、福井県を中心とする地域経済の持続的発展を目的とした包括提携 (略称Fプロジェクト)を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

・カソウ 下下 は ナ ロ ナ は 7

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員(取締役及び執行役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

① 取締役

(2019年度末現在)

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職 その他
林		正	博	取 締 役 指 名 委 員 報 酬 委 員	株式会社福井キャピタル&コンサルティング取締役会長兼 CEO
佐	野	慎	治	取 締 役	該当事項はありません。
湯	浅		徹	取 締 役	該当事項はありません。
長名	川谷川	英	_	取 締 役	該当事項はありません。
佐	竹	範	之	取 締 役	該当事項はありません。
前	\blacksquare	英	之	取 締 役 監 査 委 員	該当事項はありません。
内	上	和	博	取 締 役 (社外取締役) 監査委員(委員長) 報 酬 委 員	弁護士
南	保		勝	取 締 役 (社外取締役) 指名委員(委員長) 監 査 委 員	公立大学法人福井県立大学地 域経済研究所長・教授、博士 (経済学)
Ξ	屋	裕	子	取 締 役 (社外取締役) 報酬委員(委員長) 指 名 委 員	公益財団法人日本バスケット ボール協会代表理事 株式会社SORA代表取締役 JXTGホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社デンソー社外取締役

② 執行役

(2019年度末現在)

	氏	名		地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
林		正	博	代表執行役頭取	株式会社福井キャピタル&コンサルティング取締役会長兼 CEO	
佐	野	慎	治	常務執行役企 画本部長	該当事項はありません。	
湯	浅		徹	常務執行役営業支援本部長	該当事項はありません。	
長	谷 川	英	_	常務執行役 A L M 本部長	該当事項はありません。	
佐	竹	範	之	執 行 役 営業支援副本部長 融資支援グループマネージャー	該当事項はありません。	
渡	辺		統	執 行 役 A L M 副 本 部 長 リスク統括グループマネージャー	該当事項はありません。	
吉	Ш	正	武	執 行 役 本店エリア統括店長 兼 本 店 営 業 部 長	該当事項はありません。	

- 注1. 林正博、佐野慎治、湯浅徹、長谷川英一及び佐竹範之は、取締役と執行役を兼務しております。
 - 2. 社外取締役内上和博、南保勝及び三屋裕子は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 - 3. 3名の監査委員のうち、前田英之が常勤監査委員に就任しております。当行は、監査委員が、その職務として日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告聴取、現場確認等を行い、これらの情報を監査委員全員で共有化することを通じて、監査委員会の実効的な審議が可能となるように常勤監査委員を選定しております。
 - 4. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏	名	退任日
取締役会長	伊 東	忠昭	2019年6月22日
取締役兼代表執行役専務	朝倉	真博	2019年6月22日

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	区分	`	支 給 人 数	報 酬 等
取	締	役	6名	42
執	行	役	9名	189 (48)
	計		15名	231 (48)

- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 執行役を兼務している取締役の人数及び報酬等につきましては、取締役の区分に含めず執行役の区分に含めて記載しております。
 - 3. 上記執行役の報酬等の括弧書きの内訳は、当年度に係る役員賞与引当金繰入額8百万円、株式報酬型ストック・オプション報酬額10百万円及び役員株式給付引当金繰入額29百万円であります。
 - 4. 上記取締役及び執行役の支給人数及び報酬等には、2019年6月22日付で退任した取締役1名及び執行役1名が含まれております。
 - 5. 取締役及び執行役に対する報酬については、報酬委員会において「取締役及び執行役が受ける個人別の報酬 の内容の決定に関する方針」を定めており、その概要は次のとおりであります。
 - <取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針>

当行の取締役及び執行役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブとして有効に機能しかつ成果責任を明確にするものとし、以下の方針により報酬委員会において決定する。

- ① 取締役の報酬は、取締役の主たる職務である業務執行の監督及び監視機能を維持するために有効な水準とする。
- ② 執行役の報酬は、執行役の主たる職務である業務執行機能を維持するために有効な水準とする。
- ③ 上記①、②に加え、当行の経営環境、業績等並びに各人の職務の内容等を総合的に勘案して個人別の報酬の内容を決定する。
- ④ 取締役の報酬の体系は、常勤、非常勤の別、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬のみとする。
- ⑤ 執行役の報酬の体系は、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬、当行の業績に連動して支給する賞与、中長期インセンティブとして役位及び業績目標の達成度に応じて当行株式の交付を行う業績連動型の株式報酬で構成するものとする。
- ⑥ 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬のみ支給し、取締役としての報酬は支給しない。
- 6. 2019年6月14日開催の報酬委員会において、従来の株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。上記項番3に記載の業績連動型株式報酬(役員株式給付引当金繰入額)の額には本制度に基づき当事業年度中に付与された株式交付ポイントに係る費用計上額を記載しております。なお、2019年11月13日付で過去に割り当てを受けた未行使の株式報酬型ストックオプションを保有するものを対象に、本制度への移行を行い、当該ストックオプションの目的となる株式の数に相当するポイントを当該ストックオプションからの移行分として付与しております。当該移行分のポイントは移行前のストックオプションと同じく退任後に初めて当行株式等の交付が行われるものであり、また、移行前のストックオプションの報酬額の開示が行われているため、上記の報酬等の額には含めておりません。

(3) 責任限定契約

	氏	名		責任限定契約の内容の概要
内	上	和	博	当行は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
南	保		勝	当行は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
Ξ	屋	裕	子	当行は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

	氏	名		兼職その他の状況
内	上	和	博	該当事項はありません。
南	保		勝	公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・教授、博士(経済学) (当行は同大学と通常の銀行取引があります。)
Ξ	屋	裕	子	公益財団法人日本バスケットボール協会代表理事株式会社SORA代表取締役 (当行は上記兼職先との間に取引関係はありません。) JXTGホールディングス株式会社社外取締役 (当行は上記兼職先と通常の銀行取引があります。) 株式会社デンソー社外取締役 (当行は上記兼職先への資本出資(1%未満)があります。)

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏	名		在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
内	上	和	博	5年9ヵ月	2019年度の取締役会 15回のうち全てに出席、 2019年度の監査委員会 14回のうち全てに出席、 2019年度の報酬委員会 6回のうち全てに出席 しております。	主に弁護士として法的側面 等の見地から議案審議等に 必要な発言を適宜行ってお ります。
南	保		勝	3年9ヵ月	2019年度の取締役会 15回のうち14回に出席、2019年度の監査委員会14回のうち全てに 出席、2019年度の指名委員会3回のうち全てに出席しております。	主に博士(経済学)として 経済学に関する専門的な見 地から議案審議等に必要な 発言を適宜行っておりま す。
Ξ	屋	裕	子	1年9ヵ月	2019年度の取締役会 15回のうち13回に出席、2019年度の指名委員会3回のうち、全てに出席、2019年度の報酬 委員会6回のうち全てに出席しております。	主に経営者として経営等に 係る豊富な経験と見識から 議案審議等に必要な発言を 適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

		支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
Г	報酬等の合計	3名	16	_

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

注 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 56,564千株 発行済株式の総数 24,144千株 注 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 8,392名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への	当行への出資状況		
休主の以名文は名称	持 株 数	持株比率		
明治安田生命保険相互会社	1,386 千株	5.76 %		
福井銀行職員持株会	902	3.74		
日本生命保険相互会社	788	3.27		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	780	3.24		
住友生命保険相互会社	766	3.18		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	529	2.20		
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	515	2.14		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	425	1.76		
株式会社大垣共立銀行	353	1.46		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	343	1.42		

注1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

^{2.} 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (81千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

^{3.} 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は2020年4月1日付けで損害保険ジャパン株式会社に商号を変更しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に 係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 柏木 勝広 指定有限責任社員 轡田留美子 指定有限責任社員 石橋 勇一	62	(非監査業務の内容) ・バーゼル規制に係る照会

- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
 - 3. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は65百万円であります。
 - 4. 当行監査委員会は、会計監査人からの監査品質に関する報告内容並びに監査時間及び監査単価等の数期間の実績を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な 監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任 に関する議案の内容を決定いたします。

6. その他

剰余金の配当等に関する基本方針

当行は、リスクに見合った十分な自己資本を確保しつつ業績を上げ、安定的・継続的に配当を行うことに加え、業績に連動した利益配分を実施することを基本方針としています。

具体的には、1株当たり年間50円の安定配当に業績連動配当を合わせた配当性向を20%程度とすることを目途としております。なお、各期の具体的な業績連動部分の配当金につきましては、その時々の経済情勢、財務状況等を勘案し、各期の業績が明らかになった時点で決定いたします。

内部留保金につきましては、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などインフラの整備・強化に投資し、強固な経営体質の構築に努めてまいります。

第200期末(2020年3月31日現在)貸借対照表

IN D	今	I I I	(単位:日万円)
	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		
現現 買商 金有 貸 外 そ で 割手証当 外買取 未金 を 金金金 権 券債債託 券債債式 券金 形付付越替 付替替産 益品 の 手貸貸 為店 国国 収 生 の 手貸貸 為店 国国 収 生 の 手貸貸 為店 国国 収 生 の ま の 手貸貸 為店 国国 収 生 の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の	金額 474,530 30,283 444,246 951 591 515 75 6,504 661,253 70,588 98,482 190,619 32,451 269,112 1,731,033 5,698 37,165 1,490,593 197,576 8,538 5,564 2,831 142 32,079 2,098 2,017	理学の (食) というでは、 (食) というでは、 (な) で、 (な) で、 (な	金額 2,409,821 167,306 1,320,103 11,642 7,950 846,902 7,990 47,925 87,726 3,809 61,158 8,090 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183 217,183
金 産産物地産定産産ア産産返金計 (1,437 26,525 27,597 5,197 14,752 22 5,879 1,744 257 240 17 2,056 8,953 △ 12,245	(本本側準 (2,827,066 17,965 2,657 2,614 43 82,356 17,965 64,390 404 60,930 3,056 △ 844 102,135 7,406 △ 1 5,494 12,899 115,034

第200期(2019年4月1日から)損益計算書

	(単位:百万円)
科 目	金額
経 常 収 益	32,527
資 金 運 用 収 益	23,311
貸出金利息	16,299
有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,824
コールローン利息	0
預け金利息	114
その他の受入利息	73
後 務 取 引 等 収 益	6,405
受入為替手数料	2,252
その他の役務収益 その他業務収益	4,152 1,131
外国 為 替 売 買 益	176
国情等情券売却益	952
その他の業務収益	2
その他経常収益	1,678
賞 却 債 権 取 立 益	608
株 式 等 売 却 益	255
金 銭 の 信 託 運 用 益	70
その他の経常収益	<u>744</u>
経常費用	29,980
資 金 調 達 費 用	1,476
預 金 利 息	444
譲渡性預金利息 コールマネー利息	32 10
コールマネー 利息 売 現 先 利 息	360
情	247
一	93
その他の支払利息	289
役務取引等費用	3,634
支 払 為 替 手 数 料	554
その他の役務費用	3,079
その他業務費用	420
商品有価証券売買損	6
国 債 等 債 券 売 却 損 そ の 他 の 業 務 費 用	309 104
	20,989
その他経常費用	3,459
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,039
貸 出 金 償 却	501
株 式 等 売 却 損	675
株 式 等 償 却	92
その他の経常費用	150
経 常 利 益	2,546
特 別 利 益 固定資産処分益	142
固 定 資 産 処 分 益 新 株 予 約 権 戻 入 益	130
	367
固定資産処分損 「	155
	97
役員株式給付引当金繰入額	114
税 引 前 当 期 純 利 益	2,320
法人税、住民税及び事業税	1,170
法人税等調整額	<u>△ 703</u>
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 利 益	467 1 853
当期純利益	<u>1,853</u>

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	474,536	預金	2,405,819
買入金銭債権	951		82,726
商品有価証券	591	コールマネー及び売渡手形	3,809
金銭の信託	6,504	· 克 現 先 勘 定	61,158
有価証券	660,304	情券貸借取引受入担保金 「	8,090
	1,719,190	一借 用 金	217,183
A B A 替	8,538		195
その他資産	54,316	その他負債	30,109
有 形 固 定 資 産	27,758	算 与 引 当 金	228
	5,304		8
<u></u>	14,784	退職給付に係る負債	5,405
リース資産	22	役員株式給付引当金	144
建設仮勘定	5,879	睡眠預金払戻損失引当金	272
その他の有形固定資産	1,766	偶 発 損 失 引 当 金	212
無形固定資産	310	耐震対応損失引当金	452
	252	ポイント引当金	54
その他の無形固定資産	57	繰 延 税 金 負 債	0
操 延 税 金 資 産	2,772	再評価に係る繰延税金負債	2,435
支払承諾見返	8,953	支 払 承 諾	8,953
算 倒 引 当 金	△ 13,707	負債の部合計	2,827,260
	△ 13,707	(純資産の部)	
		資 本 金	17,965
		資 本 剰 余 金	5,972
		利 益 剰 余 金	87,758
		自 己 株 式	△ 844
		株 主 資 本 合 計	110,852
		その他有価証券評価差額金	7,412
		繰延ヘッジ損益	△ 1
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,494
		退職給付に係る調整累計額	1
		その他の包括利益累計額合計	12,907
		純資産の部合計	123,759
資産の部合計	2,951,019	負債及び純資産の部合計	2,951,019

連結損益計算書(2019年4月1日から)

T	^ **	(単位・日月日)
科目	金	
経 常 収 益		40,729
資 金 運 用 収 益	23,748	
貸 出 金 利 息	16,255	
有価証券利息配当金	6,827	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
	114	
預け金利息		
その他の受入利息	550	
役務取引等収益	7,995	
その他業務収益	7,332	
その他経常収益	1,654	
賞 却 債 権 取 立 益	608	
その他の経常収益	1,046	
		27 24 6
経 常 費 用	4 470	37,316
資 金 調 達 費 用	1,478	
預金利息	442	
譲渡性預金利息	32	
コールマネー利息及び売渡手形利息	10	
売 現 先 利 息	360	
债券貸借取引支払利息	247	
	94	
その他の支払利息	290	
役務取引等費用	2,980	
その他業務費用	6,491	
営 業 経 費	22,486	
営業経費 その他経常費用	3,880	
貸倒引当金繰入額	2,454	
その他の経常費用	1,425	
		3,413
経 常 利 益		
特。一別。一利。 益		142
固 定 資 産 処 分 益	11	
新 株 予 約 権 戻 入 益	130	
特 別 損 失		389
固定資産処分損	177	
減損損失	97	
役員株式給付引当金繰入額	114	
	114	2.166
税金等調整前当期純利益	4.505	3,166
法人税、住民税及び事業税	1,535	
法 人 税 等 調 整 額	<u> </u>	
法 人 税 等 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 利 益		753
当期 純利 益		2,412
非支配株主に帰属する当期純利益		272
親会社株主に帰属する当期純利益		2,140
		<u></u>

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社福井銀行取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 全認会計士
 槽田
 留美子

 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員
 石
 橋
 勇
 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福井銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第200期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を 含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社福井銀行取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員公認会計士 柏木勝広の 印業務 執行 社員

指定有限責任社員公認会計士 石 橋 勇 一 印業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福井銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福井銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連 する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して 責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を 含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

上

以

監査委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第200期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査委員会が定めた監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社 福井銀行 監査委員会

監査委員 内 上 和 博 🗊

監査委員 前 田 英 之 印

監查委員 南 保 勝 印

(注) 監査委員内上和博及び南保勝は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役9名選任の件

取締役全員(9名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

		- 107(V) C 03			-	
候補者番号			氏	名		現在の当行における 地位及び担当
1	再任	はやし 木木	Ē	博		取締役兼代表執行役頭取 指名委員 報酬委員
2	再任	湯浅		はなる		取締役兼代表執行役常務
3	再任	長谷川	英	いち <u></u>		取締役兼代表執行役常務
4	新任	渡辺		統		執行役
(5)	再任	佐竹	範	<u>þ</u> き		取締役兼執行役
6	再任	まえ だ 田	英	ゆき		取締役 監査委員
7	再任	うち かみ 内 上	かず 和	博	社外独立役員	取締役 監査委員(委員長)報酬委員
8	再任	南保		勝	社外独立役員	取締役 指名委員(委員長)監査委員
9	再任	三屋	裕	予	社外独立役員	取締役 報酬委員(委員長)指名委員

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
1	はやし まさ ひろ 林 正 博 (1957年4月16日生) 再任	1981年 4 月 当行入行 2003年 3 月 当行経営管理グループ法務室長 2004年 7 月 当行経営管理グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 2006年 4 月 当行経営企画グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 2007年 3 月 当行監査グループ監査チームリーダー 第2008年 6 月 当行監査グループマネージャー 3 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	13,400株
	表執行役頭取を務めてお	り取締役兼代表執行役専務を務めたほか、2015年からは取締役兼代り、経営者としての豊富な経験・見識を有しております。地域経済活通した当行財務基盤の強化に向けた企業経営の推進におけるこれまでコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取	
2	g あき とおる 湯 浅 徹 (1962年3月8日生) 再任	1986年4月 2001年9月 2003年4月 2003年4月 当行福井市役所支店長 当行福井西エリア営業グループ長兼福井西エリア統括副支店長 3006年6月 2006年8月 2008年6月 2008年6月 2009年9月 3行越前海岸エリア統括店長兼越前町支店長 3012年5月 2012年5月 2013年6月 2015年4月 2015年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2020年5月 当行取締役兼代表執行役常務営業支援本部長 現在に至る	5,800株
	行役、2020年からは取約 と営業部門に広く携わる 実践及び営業活動の推進	日》 り執行役本店営業部長を務めたほか、2017年からは取締役兼常務執 締役兼代表執行役常務として営業支援本部長を務めており、経営全般 とともに、当行の主要統括店長を数多く歴任し、営業マネジメントの に関する豊富な見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当 ンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行 の 株 式 の 数
3	度 さがわ えい いち 長谷川 英 一 (1964年7月5日生) 再任 『 取締役候補者とした理		1,800株
	長谷川英一氏は、営業者 2017年からは執行役本が 年からは取締役兼代表報 営業マネジメントの実践	が門、企業再生部門業務に従事するとともに、営業店長を歴任し、 店営業部長を務めたほか、2019年からは取締役兼常務執行役、2020 行役常務としてALM本部長を務めており、経営全般及びALM部門、 に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実績を踏ま ガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役候補者と	
4	遊 統	1987年 4 月 当行入行 2005年 3 月 当行経営企画グループ統合リスクチームサブリーダー 2006年 7 月 当行経営企画グループ統合リスクチームリーダー 2009年 4 月 当行経営企画グループ経営企画チームサブリーダー 2011年 8 月 当行リスク統括グループ統合リスクチームリーダー 2012年 5 月 当行神明支店長	
	(1965年1月22日生) 新任	2014年3月 当行福井東エリア統括店長兼福井中央支店長 2014年5月 当行執行役員福井東エリア統括店長兼福井中央支店 長 2016年5月 当行執行役員リスク統括グループマネージャー 2016年6月 当行執行役リスク統括グループマネージャー 2017年6月 当行執行役ALM副本部長リスク統括グループマネージャー 現在に至る	6,183株
	役、2017年より執行役A ネジメントおよびリスク	部門業務に従事するとともに、営業店長を歴任し、2016年より執行ALM副本部長リスク統括グループマネージャーを務めており、営業ママネジメントの実践に関する豊富な経験・見識を有しております。こ当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
(5)	を たけ のり ゆき 佐 竹 範 之 (1963年11月17日生) 再任	1986年 4 月 2003年 2 月 2004年12月 2004年12月 2005年 7 月 2006年 2 月 2006年 2 月 2006年 10月 2009年 4 月 2013年 9 月 2015年 4 月 2017年 6 月 2019年 6 月 2015年 7 月 2019年 6 月 2019年 6 月 2019年 6 月 2015年 7 月 2019年 6 月 2019年 6 月 2019年 6 月 2019年 6 月 2019年 7 日 2019年 8 日 2019年 9 日 2019年	1,655株
	《取締役候補者とした理由》 佐竹範之氏は、経営企画などの企画部門業務に従事するとともに、営業店長を歴任し、2017 年からは取締役を務め、監査委員会の監査委員として取締役及び執行役の監査を行ったほか、 2019年からは取締役兼執行役営業支援副本部長融資支援グループマネージャーを務めてお り、経営全般及び監査、企画部門に関する豊富な経験・見識を有しております。これまでの実 績を踏まえ、当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であると判断し、取締役 候補者として選任しております。		
6	まえ だ ひで ゆき 前 田 英 之 (1964年4月3日生) 再任	1987年 4月 当行入行 2005年 3月 2007年 6月 当行福井東エリア営業グループ長 2007年 6月 当行融資グループ審査チームリーダー兼融資管理 チームリーダー 当行神明エリア統括店長兼神明支店長 2012年 5月 当行執行役員敦賀エリア統括店長兼敦賀支店長 2015年 4月 当行執行役員融資支援グループマネージャー 2019年 6月 当行取締役 現在に至る	2,266株
	営業支援副本部長融資支 ており、監査委員会の監 委員として豊富な経験・	・ 記) 「業務に従事するとともに、営業店長を歴任し、2015年からは執行役 「選グループマネージャーを務めたほか、2019年からは取締役を務め 査委員として取締役及び執行役の監査を行うなど、経営全般及び監査 見識を有しております。これまでの実績を踏まえ、当行のコーポレー 質の強化に適任であると判断し、取締役候補者として選任しておりま	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
7	うち かみ かず ひろ 内 上 和 博 (1964年10月29日生) 再任	1991年 4 月 東京地方検察庁検事 1992年 4 月 福岡地方検察庁小倉支部検事 1994年 4 月 大阪地方検察庁検事 1996年 4 月 大津地方検察庁検事 1997年 4 月 司法研修所教官事務補助 (所付検事) 1998年 4 月 法務省刑事局法務事務官 (局付検事) 2001年 1 月 最高検察庁検察官事務取扱検事 2003年 7 月 退 2003年 9 月 北川法律事務所勤務 現在に至る 2014年 6 月 当行取締役 現在に至る <重要な兼職の状況> 弁護士	1,500株
	り、2014年より社外取りで助言をいただいており ト等に係る監督並びに当 ト等に関与された経験 きると判断し、社外取締	上理由》 して特に企業法務に関する豊富な専門知識及び幅広い見識を有してお 締役として、独立した客観的な立場で取締役会において的確な提言及 ます。これまでの実績を踏まえ、企業法務に関するリスクマネジメン 行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企 はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することがで 役候補者として選任しております。なお、内上和博氏の当行社外取締 主総会終結の時をもって6年となります。	
8	なん ぼ まさる 南 保 勝 (1953年5月17日生) 再任	1984年 4 月 株式会社福井経済経営研究所経営相談部 1991年 4 月 同上 経営相談部主任調査役 1994年 4 月 同上 経済調査部経済調査課長 2000年 9 月 当行融資グループ審査チーム経済調査担当 2001年 3 月 当行退職 2001年 4 月 福井県立大学地域経済研究所助手 2004年 4 月 福井県立大学地域経済研究所助教授 2008年 7 月 公立大学法人福井県立大学地域経済研究所教授、博士(経済学) 2012年 4 月 公立大学法人福井県立大学地域経済研究所地域経済研究所地域経済研究所教授、博士(経済学) 2015年 6 月 当行取締役現在に至る 2017年 4 月 公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・教授、博士(経済学)現在に至る <=要な兼職の状況> 公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・教授、博士(経済学)現在に至る <=重要な兼職の状況> 公立大学法人福井県立大学地域経済研究所長・教授、博士(経済学)	1,200株
	《社外取締役候補者とした理由》 南保勝氏は、公立大学法人福井県立大学の教授、博士(経済学)として特に地域経済に関する 豊富な専門知識及び幅広い見識を有しており、2015年より取締役を務めており、2016年より社外取締役として、独立した客観的な立場で取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これまでの実績を踏まえ、地域経済の活性化に向けた地域戦略の推進等に係る監督並びに当行のコーポレートガバナンスのより一層の強化に適任であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役候補者として選任しております。なお、南保勝氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。		

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
9	章 を 裕 子 (1958年7月29日生) 再任	1981年 4 月 株式会社日立製作所入社 1990年 4 月 筑波大学非常勤講師 2011年 4 月 学校法人藤村学園理事 現在に至る 2012年 4 月 筑波大学経営協議会委員 2014年 4 月 東京女子体育大学・短期大学客員教授 2014年 6 月 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会顧問現在に至る 2014年 6 月 公益財団法人日本バレーボール協会評議員現在に至る 2017年 5 月 国際バスケットボール連盟理事現在に至る 2018年 3 月 株式会社SORA代表取締役現在に至る 2018年 6 月 当行取締役現在に至る 2019年 6 月	500株
	び、企業経営者として豊独立した客観的な立場での実績を踏まえ、当行の層の強化、並びに当行がと判断し、社外取締役候	-理由》 身であり、日本スポーツ界の振興、各種スポーツ団体の組織運営と並富な経験と幅広い見識を有しており、2018年より社外取締役として、取締役会において的確な提言及び助言をいただいております。これら経営全般に係る監督、並びに当行のコーポレートガバナンスのより一進めております女性活躍推進の取組みに対しても貢献いただけるもの補者として選任しております。なお、三屋裕子氏の当行社外取締役就会終結の時をもって2年となります。	

- 注1. 取締役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 内上和博、南保勝及び三屋裕子の3氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 当行は、内上和博、南保勝及び三屋裕子の3氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 - 4. 社外取締役との責任限定契約について

当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である内上和博、南保勝及び三屋裕子の3氏と当行の間で責任限定契約を締結しております。 その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任 限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大 な過失がないときに限るものとする。

5. 「社外取締役の独立性に関する基準」について 当行は次のように「社外取締役候補者選任基準」を設けております。

「社外取締役候補者選任基準」

指名委員会は、以下の条件を有する者を当行社外取締役として選任する。

- (1) 経営者としての豊富な経験を有すること、又は法律、会計、財務若しくは経済等の職業的専門家としての地位にあり、豊富な経験を有すること
- (2) 会社代表者からの独立性を保つことができる者であって、以下の基準に該当しないこと
 - ①当行を主要な取引先とする者(*1)又はその業務執行者(*2)
 - ②当行の主要な取引先(*3) 又はその業務執行者
 - ③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 (*4)
 - ④当行主要株主(*5)(主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者)
 - ⑤上記①から④に掲げる者の近親者(*6)
 - ⑥当行又はその子会社の業務執行者の近親者
 - ⑦過去1年間において上記①から⑥のいずれかに該当していた者
- (3) 社外取締役として相応しい人格・識見を有すること
- (4) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

(注)

- (*1) 当行を主要な取引先とする者とは以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ・直前事業年度における当行グループとの取引額が当該取引先グループの連結売上高の10%を超える者。
 - ・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当該取引先グループの当行グループに対する負債額が当該取引先グループの連結総資産の1%を超える者。
 - ・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円(定型住宅ローン及び定型 消費者ローンを除く)を超える者。
- (*2) 業務執行者とは、業務執行取締役及び執行役並びに執行役員等の重要な使用人をいう。
- (*3) 当行の主要な取引先とは以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ・直前事業年度における当行グループとの取引額が当行連結経常収益の10%を超える者。
 - ・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当行グループへの負債額が当行グループの連結総資産の1%を超える者。
 - ・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円(定型住宅ローン及び定型 消費者ローンを除く)を超える者。
- (*4) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当行グループから役員報酬以外に直前の事業年度において1,000万円を超える財産を得ている者をいう。なお、社外取締役に就任後は、コンサルティング契約や顧問契約等の取引は一切行わないものとする。
- (*5) 当行主要株主とは、当行株式の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
- (*6) 近親者とは、2親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

以上

議決権行使について

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 2020年6月20日(土曜日)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

郵送による議決権行使



行使期限 2020年6月19日(金曜日)午後5時到着分

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 2020年6月19日(金曜日)午後5時まで

パソコン又はスマートフォンから当行指定の**議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された[ログインID]及び[仮パスワード]をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時まで取り扱いを休止します。)株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使ウェブサイト上で[仮パスワード]の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合せください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンを利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることも可能です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまの ご負担になります。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) の 0120-173-027 (涌話料無料) 受付時間 9:00~21:00

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

(1) パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス▶

議決権行使ウェブサイトへ アクヤスする



https://evote.tr.mufg.jp/

お手元の議決権行使書用 紙の副票(右側)に記載 された「ログインIDI及 び「仮パスワード」を入 カ



「新しいパスワード」と「新 しいパスワード(確認用)」 の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛 否をご入力ください。

(2) スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフ ォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」 を読み取りいただくことにより、「ログインIDI及 び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたも のを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取扱い します。

インターネットによる議決権行使は、2020年6月19日(金曜日)の午後5時までに行使されるようお願いいたし ます。

定時株主総会会場のご案内

場 所 福井市西木田2丁目8番1号

福井商工会議所ビル 地下1階

コンベンションホール

最寄駅 福井鉄道 商工会議所前駅(徒歩1分)

JR 福井駅(徒歩15分)

- ※駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共の交通機関を ご利用ください。
- ※福井商工会議所ビル駐車場をご利用の際は、会場受付にて駐車券 をご提示ください。



総会ご出席者への「おみやげ」はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止のため、会場において以下のような措置を講じる場合がございますので、 ご協力賜りますようお願い申しあげます。

- ・ご出席者の体調確認のため、受付時の検温等
- ・会場周辺、及び、会場内でのマスク着用
- ・座席の間隔を拡げて配置することにともなう、入場者数の制限
- ・ご滞在時間短縮のため、事業報告の簡略化をはじめとした円滑な議事進行